

商工会等の脱炭素経営に関する支援機能強化業務 公募型プロポーザルに係る企画提案書作成のための仕様書

1. 企画提案書に記載する事項

3の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

2. 業務の趣旨

世界規模で進む脱炭素社会の実現に向けた動きを的確に捉え、県内小規模事業者等のビジネスチャンスの拡充や競争力の向上につなげていくため、和歌山県商工会連合会及び県内の商工会・商工会議所（以下「商工会等」という。）の脱炭素経営に関する支援機能を強化する。

3. 業務内容

脱炭素経営について、自らビジネスチャンスと捉えて、競争力強化・新事業に取り組む意志のある県内事業者に対して、脱炭素化に向けた可視化から計画策定までの伴走支援（ヒアリング・アドバイス等）を実施すること。また、脱炭素経営に向けた計画策定事例集（以下「先行事例集」という。）を作成するとともに、成果報告会を開催すること。

なお、伴走支援には、商工会等の職員を同行させること。同行する商工会等の職員については、和歌山県と協議の上、決定する。

【提案】 伴走支援の運営体制（人員配置、連絡体制、手法、スケジュール等）を具体的に提案すること。また、伴走支援を実施する人員の資格及び具体的な実績が分かる書類を提出すること。

※商工会等の職員については、和歌山県と協議の上、対応者を決定するため、提案は不要とする。

(1) 伴走支援を実施する事業者

和歌山県が提示する選定基準により、脱炭素に経営として取り組む意志のある県内事業者5～10社程度を選定すること。

なお、伴走支援を実施する事業者については、和歌山県と協議の上、決定すること。

(2) 先行事例集の作成

企業概要、取組の背景、取組の視点、取組の方向性、取組の成果・効果（見込み）等をまとめた先行事例集を作成すること。

なお、先行事例集については、データ納品（印刷物の納品は不要）とし、和歌山県ホームページへの公開や関係者への共有等により、脱炭素経営に興味を持った事業者が参考にできるものとする。

【提案】 先行事例集の内容を具体的に提案すること。

(3) 成果報告会の開催

県内事業者や関係団体を対象とした成果報告会を開催すること。

【提案】 内容、講師、手法、場所、時期等成果報告会の具体的な計画を提案すること。

(4) 商工会等職員の資質向上

伴走支援に同行する商工会等の職員について、脱炭素経営に関する知識・経験がないこ

とを前提とし、知識習得の機会を設ける等資質の向上に努めること。

【提案】育成カリキュラムの内容（手法、内容、スケジュール等）を具体的に提案すること。

4. 対象となる経費

- (1) 伴走支援の対応者に係る人件費（賃金、法定福利費）
※商工会等の職員に係る人件費は除く。
- (2) 伴走支援に要する経費（謝金、旅費、印刷費、消耗品費、郵送費等）
※商工会等の職員に係る経費を含む。
- (3) 成果報告会の開催に要する経費（謝金、旅費、印刷費、消耗品費、郵送費、会場費等）
- (4) 商工会等職員の資質向上に要する経費（謝金、旅費、印刷費、消耗品費、郵送費、会場費等）
- (5) その他運営に要する経費（レンタル費等）

5. 留意点

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 伴走支援の対応者が事故等で勤務できなくなった場合においても、同等の人員を配置できる体制を整えること。
- (3) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (5) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

6. その他

- (1) 5の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 委託先については、ア～エの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。
 - ア 十分な業務実施の運営体制となっているか。
 - イ 脱炭素経営に興味を持った事業者が参考となる先進事例集となっているか。
 - ウ 脱炭素経営に取り組む意欲を高める成果報告会となっているか。
 - エ 効果的な育成カリキュラムとなっているか。
- (4) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。
- (5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。
- (6) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。